

令和6年6月11日

公立大学法人 公立鳥取環境大学  
理事長 小林 朋道 様

監事

山崎安造

監事

北野 彬子

## 監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第12期事業年度における法人の業務の実行を監査いたしました。その結果を下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 監査の方法及びその内容

私ども監事は令和5年度公立大学法人公立鳥取環境大学監事監査計画に基づき、経営審議会に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から業務運営の報告、関係者から業務処理の状況を調査しました。また、財務に関する状況に関しては、会計監査人から、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要及び結果について報告及び説明を受け、検討を加えました。

#### 2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従い法人の決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 理事長、副理事長、理事の職務の執行に関し、不正の行為若しくは法令・定款に違反する重大な事実は認められません。なお、法人と理事長、副理事長との利益が相反する事項は認められません。
- (6) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められます。

(役員職務及び権限)

第十三条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、設立団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は地方独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他設立団体の規則で定める書類

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、地方独立行政法人の子法人(地方独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなけ

ればならない地方独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。